

現場説明書

1. 契約番号 2507100055

2. 工 事 名 神崎市神埼町重要給水施設配水管耐震化工事（その7）

3. 工事概要 本工事は神崎市神埼町田道ヶ里地内において、神崎市が地域防災計画で定める重要給水施設までの配水管を耐震化する工事である。

内容は下記のとおりとする。

配水管布設工 1	φ 100 GX-DIP L=272.9m
配水管布設工 2	φ 75 GX-DIP、φ 50 HPPE ΣL=52.0m
配水管仮設工	一式
付帯工	一式
既設管接続工	8件

詳細は設計書を参照

4. 提出書類
1. 施工計画書及び主要材料承認願（請負契約後）
 2. 配水管技能者登録証（耐震継手）及び水道配水用ポリエチレン管配管施工講習受講証の写し（施工計画書に添付）
 3. 道路使用許可書及び通行制限届出書の写し（工事着手前）
 4. 工事日報、工事写真、各種管理書類及び竣工図（監督検査確認申請書提出前）

5. その他
1. 日本水道協会主催の配水管技能講習会（耐震継手）及び水道配水用ポリエチレン管配管施工講習会を修了した技術者を配置すること。
 2. 佐賀東部水道企業団指定給水装置工事事業者の指定を受けている給水装置工事主任技術者を配置すること。
 3. 受注後、速やかに関係機関への調整を図り、工事に着手すること。また、疑義が生じた際にはその都度速やかに監督員と協議すること。
 4. 地下埋設物については着工前に必ず調査（試掘含む）及び立会を行い、その結果を遅滞なく監督員に報告すること。
 5. 現地測量を実施し、差異があれば監督員と協議を行うこと。また、配管変更の有無についても監督員と協議を行うこと。
 6. 受注者は、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書の写しを契約後 1 か月以内に監督員に提出すること。
 7. 下請契約及び材料納入契約にあたっては「佐賀県ローカル発注促進要領」を遵守すること。ただし、県外企業との契約が必要となる場合には、契約締結前に必ず理由書を提出すること。

6. 担 当 事業推進課 事業推進係

7. 参考資料 建設物価 令和6年7月号
積算資料 令和6年7月号